

## 令和4年度森林審議会(第1回森林保全部会) 資料目次

議事1「合同会社翔栄第八が行う太陽光発電施設の建設」  
に係る林地開発許可について

頁	題名	備考
<b>申請書関係</b>		
1	林地開発許可申請書	
2～3	法人登記簿	
4～6	再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書類等	
7～11	事業計画書	
12	資金計画書	
13	融資証明書	
14	EPC概算費用表	
15	工事工程表	
16	防災調整池設置に関する協議	防災調整池設置指導要綱
17	川崎町意見書	
18～19	川崎町意見書に対する回答書	
<b>図面関係</b>		
20	位置図	
21	区域図	
22	現況図	
23	森林計画図(樹種)	
24	森林計画図(林齢)	
25	土地利用計画図	
26	造成計画平面図	
27～31	造成計画断面図	
32	土工定規図	
33	排水計画平面図	
34	調整池流域図	
35～41	調整池計画平面図	
<b>その他</b>		
42	現況写真(写真位置)	
43～52	現地写真	
53～54	林地開発許可審査調書	

## 林地開発許可申請書

令和 4年 9月 30日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

住 所 東京都新宿区西新宿一丁目8番1号  
申請者氏名 合同会社翔栄第八  
代表社員 株式会社翔栄クリエイト  
職務執行者 宇佐神慎  
電 話 03-6894-2211

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る 森林の所在場所	宮城県柴田郡川崎町大字川内字四ヶ銘山10番3  外 2字 25筆
開発行為に係る 森林の土地の面積	(開発行為をしようとする森林の面積 51.5546 ha) 35.8269 ha
開発行為の目的	太陽光発電施設の建設
開発行為の 着手予定年月日	許可の日から
開発行為の 完了予定年月日	許可の日から3年間
備 考	他法令は、別紙「他法令との関係」に記載のこと



# 履歴事項全部証明書

東京都新宿区西新宿一丁目8番1号  
合同会社翔栄第八

会社法人等番号	0111-03-006724	
商号	合同会社翔栄第八	
本店	<u>東京都新宿区西新宿二丁目4番1号</u>	
	東京都新宿区西新宿一丁目8番1号	平成30年 7月 1日移転 ----- 令和 2年10月16日登記
公告をする方法	官報に掲載する方法によって行う	
会社成立の年月日	平成28年12月28日	
目的	1 太陽光発電事業 2 前号に附帯または関連する一切の業務	
資本金の額	<u>金1円</u>	
	金100円	令和 2年11月20日変更 ----- 令和 2年11月20日登記
社員に関する事項	業務執行社員 株式会社翔栄クリエイト	
	業務執行社員 クラウドバンク株式会社	令和 2年11月20日加入 ----- 令和 2年11月20日登記
	業務執行社員 クラウドバンク・インキュレボ株式会社	令和 2年11月20日加入 ----- 令和 2年11月20日登記

東京都新宿区西新宿一丁目8番1号  
合同会社翔栄第八

	<u>東京都新宿区西新宿二丁目4番1号</u> 代表社員 株式会社翔栄クリエイト <u>東京都中野区東中野三丁目15番9号</u> 職務執行者 宇佐神慎	
	<u>東京都新宿区西新宿一丁目8番1号</u> 代表社員 株式会社翔栄クリエイト <u>東京都中野区東中野三丁目15番9号</u> 職務執行者 宇佐神慎	平成30年 7月 1日本店 移転 ----- 令和 2年10月16日登記
	<u>東京都新宿区西新宿一丁目8番1号</u> 代表社員 株式会社翔栄クリエイト <u>東京都中野区東中野二丁目6番3号</u> 職務執行者 宇佐神慎	平成30年12月14日変更 ----- 令和 2年10月16日登記
登記記録に関する 事項	設立	平成28年12月28日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(東京法務局新宿出張所管轄)

令和 4年 7月28日

東京法務局港出張所  
登記官

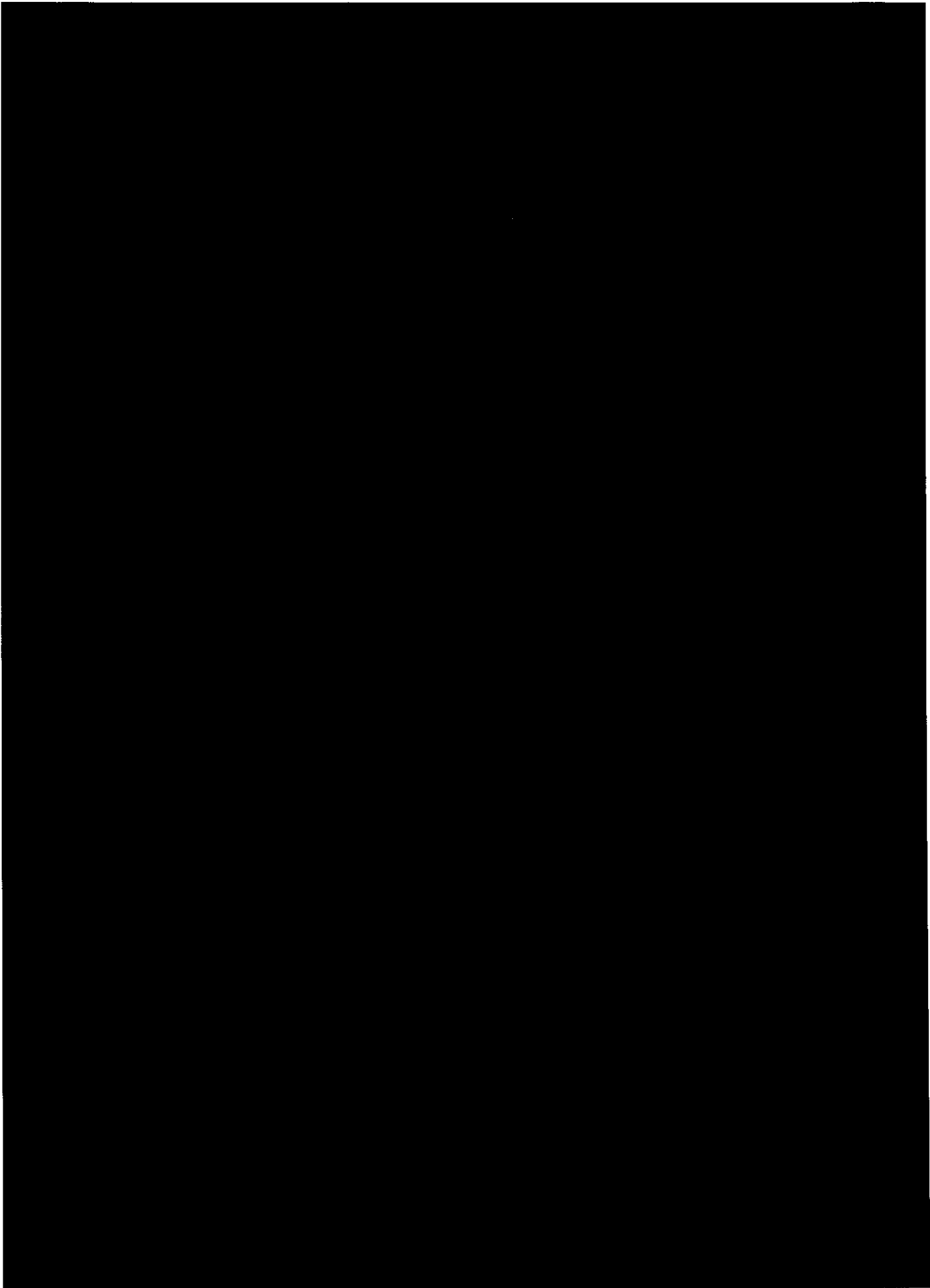
佐野哲也



## 事務事業の改善のための「事業についての許可状況」

当該行政文書には、合同会社翔栄第八が各種の事務を処理する際の「事業についての許可状況」が記載されている。これは事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公開することにより、当該企業等の事業活動が損なわれると認められるため、3枚を非開示とする。









事業計画書

面積	事業区域面積		52.0936 ha						
	開発行為をしようとする森林の面積		51.5546 ha						
	開発行為に係る森林の面積		35.8269 ha						
用地面積 (ha)	用地の現況	地域森林 計画対象 民有林	地域森林 計画対象 外民有林	その他				計	比率(%)
	転用後の用途								
	残置森林 (16年生以上)	13.4372	0					13.4372	25.79%
	残置森林 (15年生以下)	2.2905	0					2.2905	4.40%
	残置(その他)	0	0					0	0
	小計	15.7277	0					15.7277	30.19%
	造成森林	2.6157	0.0011					2.6168	5.02%
	造成緑地	1.0129	0					1.0129	1.94%
	調整池	2.8046	0					2.8046	5.38%
	進入路	0.1501	0					0.1501	0.29%
	太陽光パネル 設置区域	29.2436	0.5379					29.7815	57.17%
	小計	35.8269	0.5390					36.3659	69.81%
	合計	51.5546	0.5390					52.0936	100.00%
	比率(%)	98.97%	1.03%					100.00%	
森林率(%) 及び 残置森林率(%)	森林率 = (造成森林(民有林外含む) + 残置森林) / 開発しようとする森林面積 $= (2.6168 + 15.7277) / 51.5546 * 100$ $= 18.3445 / 51.5546 * 100$ 残置森林率 = 残置森林(16年生以上) / 開発しようとする森林面積 $= 13.4372 / 51.5546 * 100$							35.58%	26.06%

林況	<p>樹種及び混交歩合 スギ(37%)、アカマツ(2%)、カラマツ(13%)、クヌギ(1%)、その他広葉樹(47%)</p> <p>林 齢 スギ(51～70年)、アカマツ(51～60年)、カラマツ(41～70年)、クヌギ(51～70年)、その他広葉樹(1～70年)</p> <p>生 育 状 況 普通</p>
地形・地質	<p>地 形 標高 265m～345m 平均傾斜度 約 1.7 度 (約 3%)</p> <p>地形の特徴：小規模な尾根・谷が連続する比較的緩急地の山林</p> <p>地 質 地質時代：新第三紀中新世 基岩名等：先第三系花崗閃緑岩瀨</p> <p>土 壤：土壌統群は、多湿黒ボク土壌の安達b統と黒ボク土壌の米神統に区分される</p>
防 災 工 事 の 設 計 方 針	
土工関係	<p>総切土量 540,120 m<sup>3</sup> 最大切土高 15.4m 切土法面勾配：1:1.5</p> <p>総盛土量 431,040 m<sup>3</sup> 最大盛土高 8.6m 盛土法面勾配：1:2.0</p> <p>土量変化率 C=0.9 (0.85～0.95 の中間値を使用：540,120×0.9=486,108)</p> <p>土量変化率換算後 総盛土量 486,108 m<sup>3</sup> 残土計算 486,108-431,040=55,068 m<sup>3</sup></p> <p>残土処理の方法：盛土部面積 (ハ 補エリア) は、29.7913ha であり、18cm 程度の調整でバランスが取れ、場内で調整処理が可能のため、場外への搬出は発生しない。</p> <p>(参考：55,068 m<sup>3</sup>(残土量)／297,913 m<sup>2</sup>(ハ 補エリア面積)=18cm 程度を全体に盛土する)</p>
災害防止対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法面崩壊を防ぐ為、切土は、高さ 5m ごとに幅 1.5m、盛土は、高さ 5m ごとに幅 2.0m の小段を設ける。法面勾配は、切土部 1:1.5、盛土部 1:2.0 とする。</li> <li>2. 盛土法尻には、土砂流出を防ぐ為、土砂流出防止柵 (板柵工) を設置する。 盛土の崩壊防止の為、盛土の巻き出し厚は、30cm として転圧、必要に応じ段切り施工を行う。 盛土密度の管理は、現地にて現場密度試験を行い、適切に盛土管理を実施する。</li> <li>3. 切土、盛土法面には、法面浸食防止の為、盛土部に植生シート工、切土部に植生マット工を施す。また、法面を造成森林とする場合も法面浸食防止の為、同様の対策を行う。</li> <li>4. 盛土内の排水を安全に行うため、沢部など盛土箇所には、φ 300 (φ 150) 暗渠排水管を設置する。</li> <li>5. 雨水排水は防災調整池にて放流量の調整を行う。調整池への導水は角型 U 字溝とする。</li> <li>6. 防災調整池は、3 基設置する。防災調整池は、宮城県が定める「防災調整池設置指導要綱」に準じ計画する。貯留量及び面積は別添『調整池計算書』を参照。放流先は、法定外水路を經由し北川→釜房ダム→名取川のルートである。</li> <li>7. 調整池の概要を以下に記載する。 A 調整池 <ul style="list-style-type: none"> <li>・調整池必要容量 V=50,887 m<sup>3</sup> (実容量 V=51,100 m<sup>3</sup>) ……堆積土砂量含む</li> <li>・許容放流量 Q=0.452 m<sup>3</sup>/sec</li> <li>・オリフィス断面 A=27cm×27cm</li> </ul> </li> </ol>



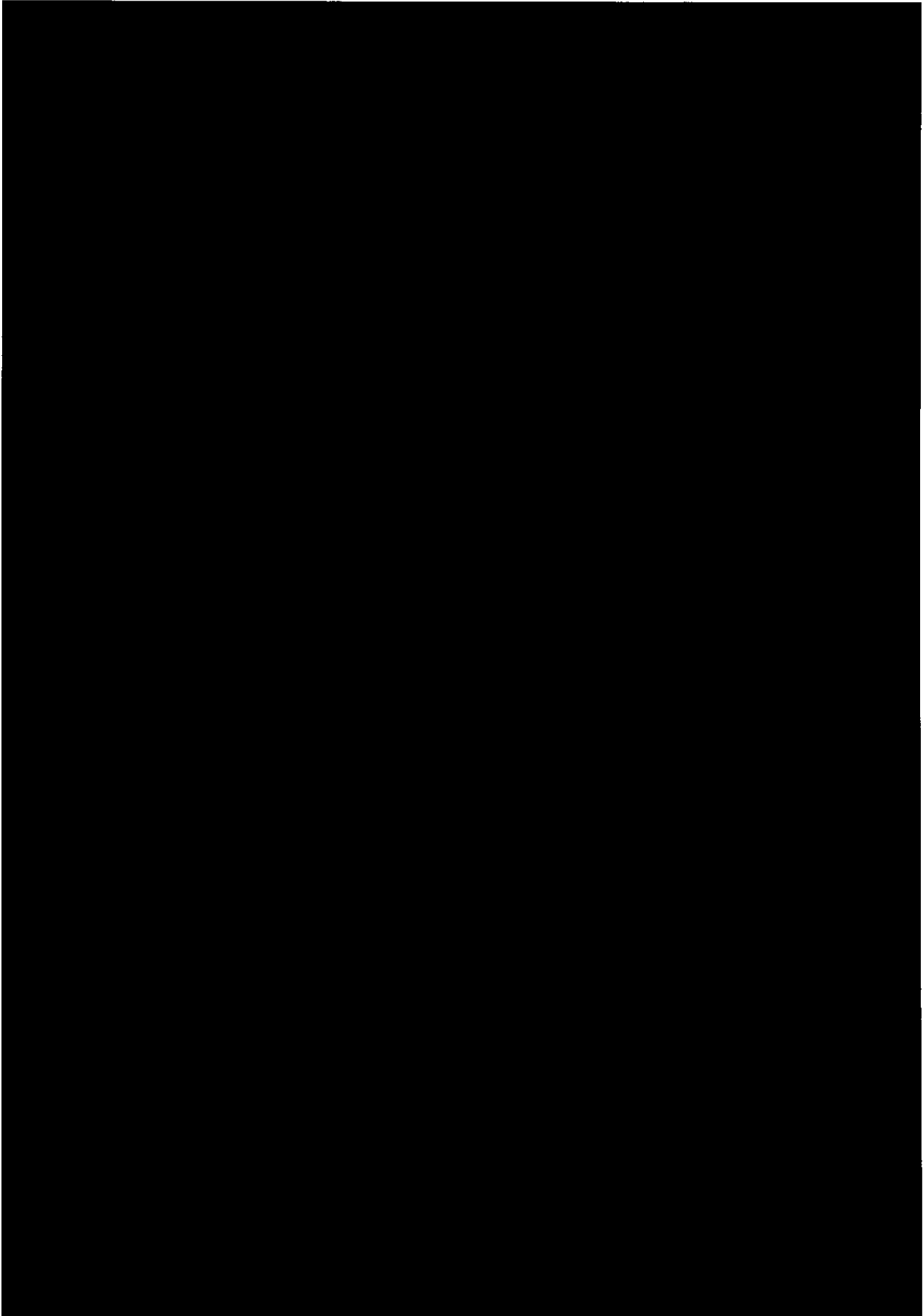
<p>周辺地域への影響及び住民生活への配慮等</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事中の安全対策：ダンプ及び資材等搬入車両については、交通誘導員を配置し安全な出入りを管理する。また、関係車両については、法定速度を順守させ、地域住民に対し迷惑の係らない運行とする。</li> <li>2. 粉塵対策： <ol style="list-style-type: none"> <li>① 町道部の清掃、散水を定期的に行う。</li> <li>② 工事用進入路は、砕石若しくは鉄板を敷き、タイヤへの泥付着を防止する。</li> </ol> </li> <li>3. 森林環境保全計画：現存する樹木の伐採は、最小限にとどめ残置森林として確保するほか、法面等の造成部に盛土部植生シート工、切土部植生マット工を行い造成緑地とするとともに、植樹枝払・下刈・補植等管理体制に万全を期し、緑地環境保全に努める。 また、森林環境保全計画として、以下の森林率及び残置森林率の確保を行った。 森林率 = <math>(15.7277+2.6168) / 51.5546 \times 100 = 35.58\% \geq 25\%</math>(太陽光事業) 残置森林率 = <math>13.4372 / 51.5546 = 26.06\% \geq 15\%</math>(太陽光事業)</li> <li>4. 振動対策として、使用する建設機械については、全て低振動型を使用する。</li> <li>5. 騒音対策として、使用する建設機械については、全て低騒音型を使用する。</li> <li>6. 本計画は、事業面積が 75ha 以下かつ 30M 以下であることから環境影響評価対象外ではあるが、工事の着手に先立ち、自主的に自然環境調査を行い、貴重な動植物の保全に努める。貴重な動植物の存在が認められた場合は速やかに関係機関への報告を行う。</li> <li>7. 住民説明として対象自治会である「川内一行政区」へ説明会を実施した。 実施日：令和4年12月17日（土曜日）18：00～ 場 所：川内地区生活改善センター 内 容：事業者の会社概要及び事業の内容について説明致しました。 主な、要望点は、工事中の濁水対策、濁水時の水の確保、害獣対策、大型車両通行時の轍掘れ対策等を行って欲しいと頂戴しました。 後日、事業者より誠意ある対応をさせていただきます。</li> <li>8. C 調整池流域のパネルエリアに進入する川崎町管理の公衆用道路の整備を行う。現在は、整備されておらず、通行できないため、事業区域外の自費工事として川崎町と協議を行う。</li> <li>9. 各調整池から放流する川崎町管理の水路の整備を行い、安全に放流できるよう整備する。8 同様、事業区域外の自費工事として、川崎町と協議を行う。</li> </ol>
<p>その他特に配慮した事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現段階において、固定価格買取制度の契約期間が終了する 20 年後及びその後の民間電力会社への売電を経て、事業終了時に、電気設備（パ 含む）の撤去を行い、更地とする。</li> <li>2. 林地開発完了後の太陽光発電施設の維持管理方法は、電気主任技術者を常駐させ、定期点検、部品メンテナンスを行います。また、第三者がフェンスを乗り越えて侵入した場合、警報システムにより、警備会社へ連絡が入り駆けつけることとしています。 電気施設以外の造成、排水、調整池等の維持管理も土木工事専門業者による定期的なメンテナンスを実施し、防災施設の安全性を確保します。 定期的なメンテナンスとして、パネルエリアの緑化部において草刈りが必要と</li> </ol>

<p>その他特に 配慮した事項</p>	<p>なる。その際、事業区域近隣のシルバー人材等を含めた雇用を考えています。</p> <p>3. 伐採木・根株等については、幹の部分は、森林組合を通して搬出し、枝、葉、根株は資格を有する業者へ適正に廃棄物として処理します。</p> <p>4. 当該事業区域には、山地災害危険地区が一部含まれていますが、残置森林部及び一部造成を行う区域となっています。</p> <p>造成区域に関しましては、防災安全に十分配慮し、工事を行います。</p> <p>ただし、万が一自然災害が発生した場合は、事業者が責任を持って復旧、対応を致します。</p> <p>また、当該区域内は、公益的機能別施業森林が含まれていることから、下流側住民の方への井戸等を含めた対策を講じます。</p> <p>5. 太陽光パネルは、低反射型を採用します。</p>
-------------------------	---

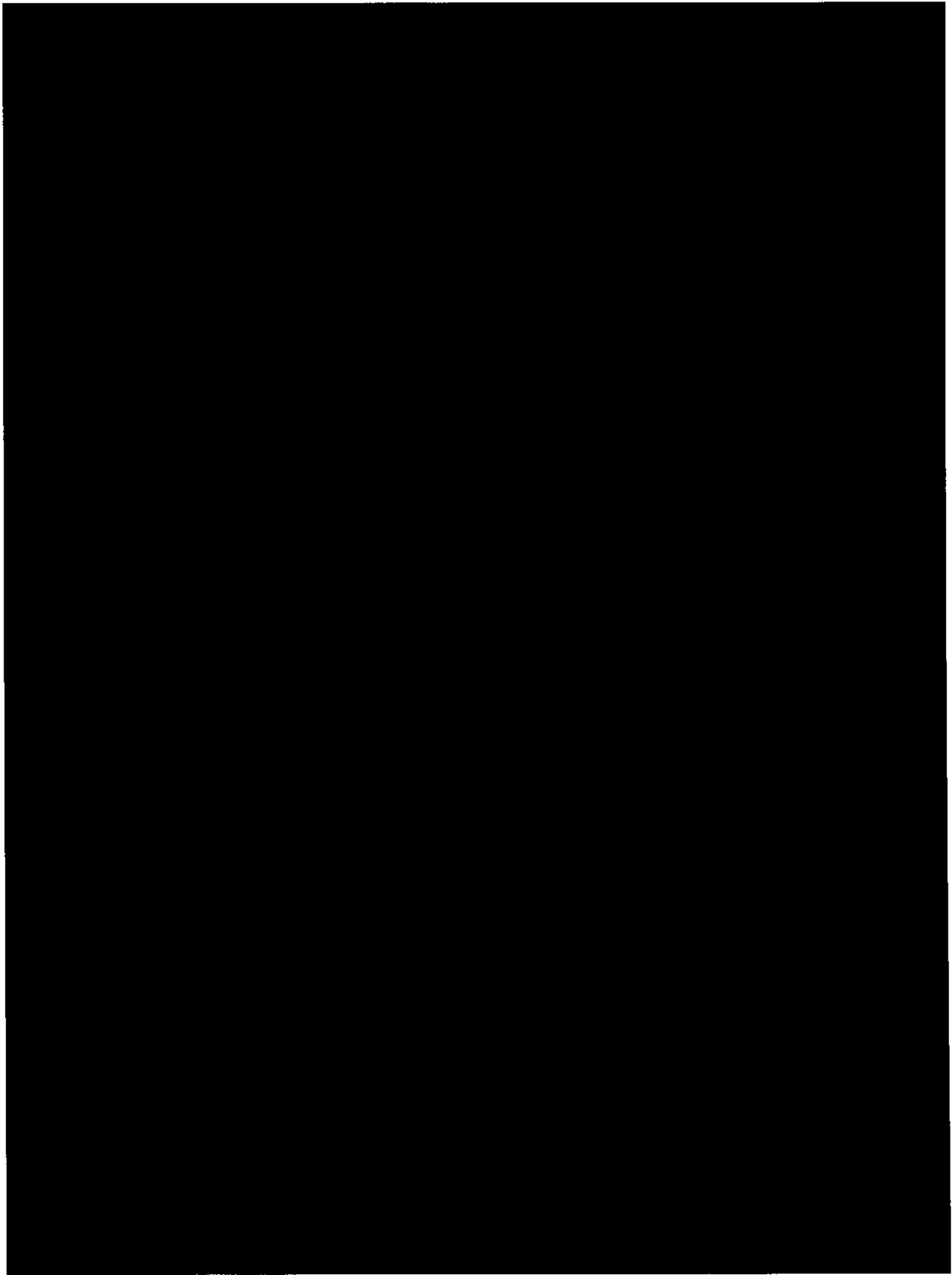
## 事務事業の改善のための「資金計画書」

当該行政文書には、合同会社翔栄第八が各種の事務を処理する際の「資金計画書」が記載されている。これは事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公開することにより、当該企業等の事業活動が損なわれると認められるため、3枚を非開示とする。











河 第 4 3 1 号

令和4年12月27日

合同会社翔栄第八 代表社員 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



防災調整池設置に関する協議について（回答）

令和4年11月29日付けで協議のありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

当該開発行為（A＝37.577ha）に係る防災調整池設置計画については、異議ありません。

項 目	指 示 事 項
	指示事項なし 開発地：川崎町川内字四ヶ銘山地内外 事業名：川崎町四ヶ銘山太陽光発電事業（仮称）

担 当：土木部河川課企画調査班 阿部  
連絡先：022-211-3173／FAX：022-211-3197  
住 所：980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1  
E-MAIL：kasen-ki@pref.miyagi.lg.jp

農林第496号  
令和5年1月13日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿  
(大河原地方振興事務所 林業振興部扱い)

川崎町長 小山 修作



林地開発の許可に係る意見について (回答)

令和4年12月13日付け大振第2385号で照会のありましたこのことについて、下記の通り回答します。

記

- 1 周辺の土地や林道施設等に対して、林地開発によると思われる苦情等が発生した場合には適正に対処するとともに、内容を宮城県の担当部局に報告すること。
- 2 警報が出るような豪雨の後には巡回を行い、影響が出た際には適正に対処するとともに、内容を宮城県の担当部局に報告すること。また、開発区域内からの排水量については、下流側の既設水路の排水能力を加味した排水計画とすること。
- 3 工事期間中の道路の運行については、一般車両を優先し、事故が起こらないように努めるとともに、住民等のトラブルが無いように注意すること。また、常に清掃に努めること。
- 4 早期に防災調整池等を完成させ、工事期間中に土砂が開発区域外に流出しないようにすること。また、流出した際には適切に対応するとともに内容を宮城県の担当部局に報告すること。
- 5 住民等に対し事業内容に関する説明を行い、事業への理解を得られるよう努めること。
- 6 自治会説明会協議書について、事業説明資料配布後の経過と説明会の内容について、文書にて提出すること。
- 7 工事工程表について、経過月ではなく年月を表示し、提出すること。
- 8 道路の使用について、道路管理者に許可を得ること。
- 9 土地所有者等関係権利者同意書について、同意取り付け後の契約状況について示すこと。

担当：農林課林業係 大宮・長岸  
TEL 0224-84-2304(内)1156  
FAX 0224-84-5821



令和 5年 1月 19日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

住 所 東京都新宿区西新宿一丁目8番1号  
申請者氏名 合同会社翔栄第八  
代表社員 株式会社翔栄クリエイト  
職務執行者 宇佐神慎  
電 話 03-6894-2211

## 川崎町からの林地開発許可申請に係る意見についての回答

弊社計画の太陽光発電所に係る林地開発許可申請に対する川崎町の意見書（令和5年1月13日付農林第496号）につきまして、下記の通り回答致します。

意見1 周辺の土地や林道施設等に対して、林地開発によると思われる苦情等が発生した場合には適正に対処するとともに、内容を宮城県の担当部局に報告すること。

回答1 林道施設等に破損の無いよう努めるとともに、周辺土地及び林道施設等に対しての苦情が発生した場合は弊社にて真摯に対応し、また内容を宮城県の担当部局に報告します。

意見2 警報が出るような豪雨の後には巡回を行い、影響が出た際には適正に対処するとともに、内容を宮城県の担当部局に報告すること。また、開発区域内からの排水量については、下流側の既設水路の排水能力を加味した排水計画とすること。

回答2 警報が出るような豪雨及び大規模な地震の際には、法面・排水施設等について巡回点検を行うこととします。影響及び異常が生じた場合は速やかに補修復旧・機能回復を行うとともに、内容を宮城県の担当部局に報告します。また、開発区域内からの排水量につきましては、下流の水路調査を行い、既設排水能力に負荷をかけない、調整池の設計となっています。

意見3 工事期間中の道路の運行については、一般車両を優先し、事故が起こらないように努めるとともに、住民等のトラブルが無いように注意すること。また、常に清掃に努めること。

回答3 林道の住民の往来を阻害しないよう安全に通行するように努めます。また、土砂等が道路上に散乱しないよう常に清掃に努めます。

意見4 早期に防災調整池を完成させ、工事期間中に土砂が開発区域外に流出しないようにすること。また、流出した際には適切に対応するとともに内容を宮城県の担当部局に報告すること。

回答4 早期に防災調整池を完成させるとともに、工事期間中に土砂が開発区域外に流出しないよう、土砂流出防止対策を講じます。万が一、開発区域外に土砂が流出した場合は、速やかに復旧作業を行うとともに、内容を宮城県の担当部局に報告します。

意見 5 住民等に対し事業内容に関する説明を行い、事業への理解を得られるよう努めること。

回答 5 住民の方への説明会を実施し、理解を頂きました。ただし、個別の意見、要望につきましては、事業者にて誠意ある対応をさせていただきます。引き続き、必要に応じ説明会を実施させていただきます。

意見 6 自治会説明会協議書について、事業説明資料配布後の経緯と説明会の内容について文章にて提出すること。

回答 6 自治会への説明協議書をまとめ、川崎町担当部へ提出致します。

意見 7 工事工程表について、経過月ではなく、年月を明示し、提出すること。

回答 7 工事工程表を修正し、川崎町担当部へ提出致します。

意見 8 道路の使用について、道路管理者に許可を得ること。

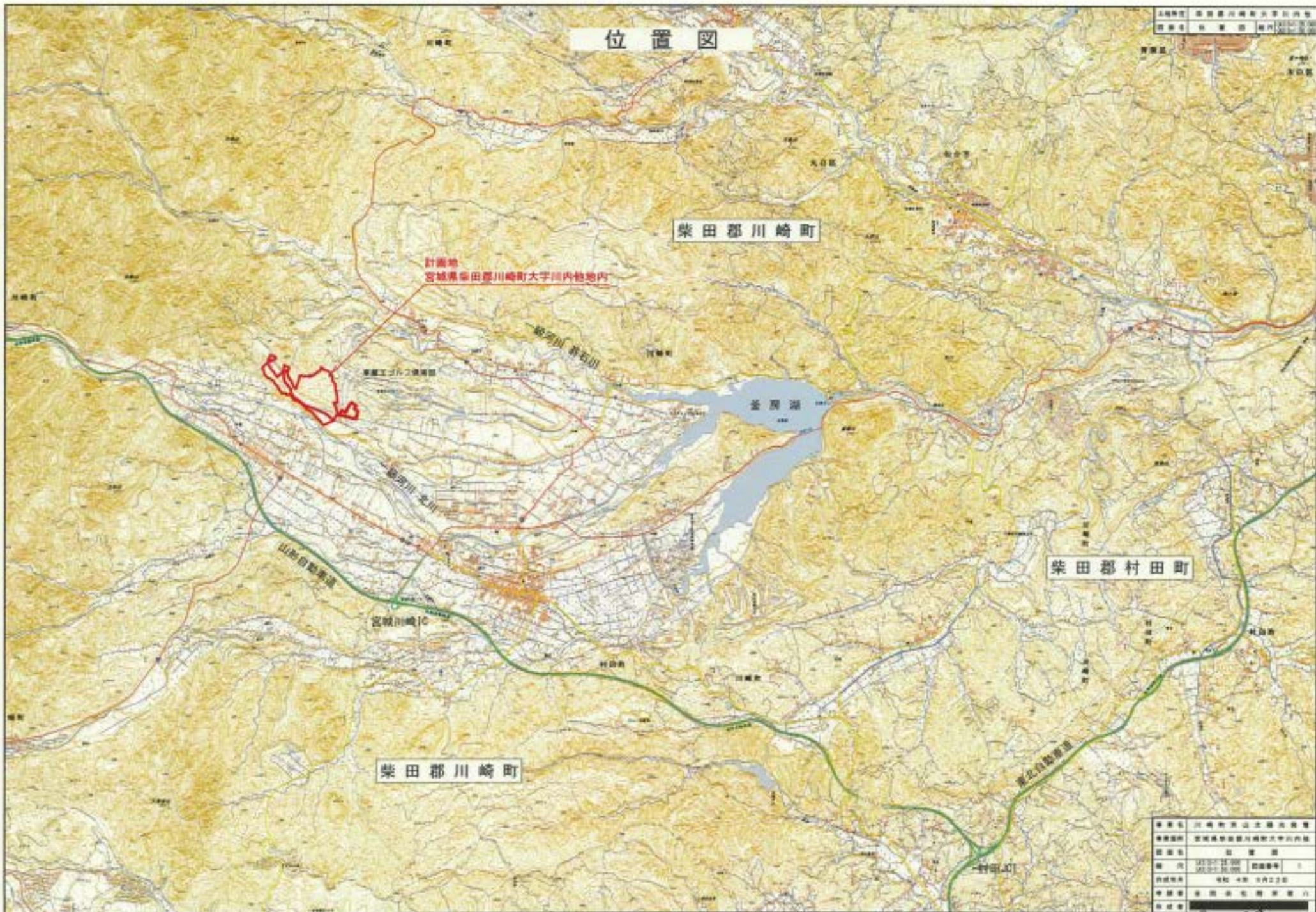
回答 8 現在、川崎町総務課と協議をさせて頂いており、許可を得ます。

意見 9 土地所有者等関係権利者同意書について、同意取り付け後の契約状況について示すこと。

回答 9 土地所有者等関係権利者同意書取り付け後の契約状況について、川崎町担当部へ提出致します。

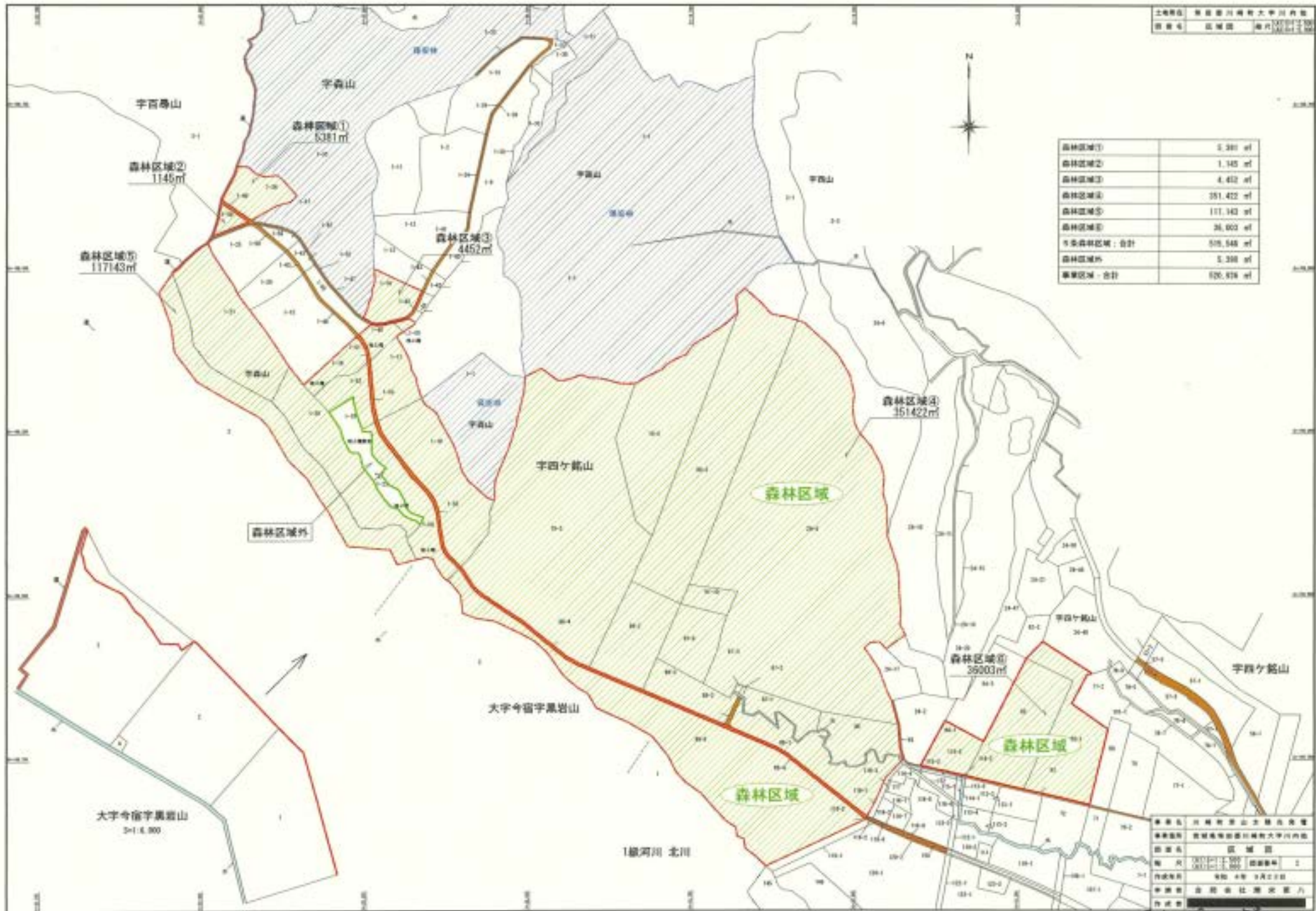
以上

# 位置図

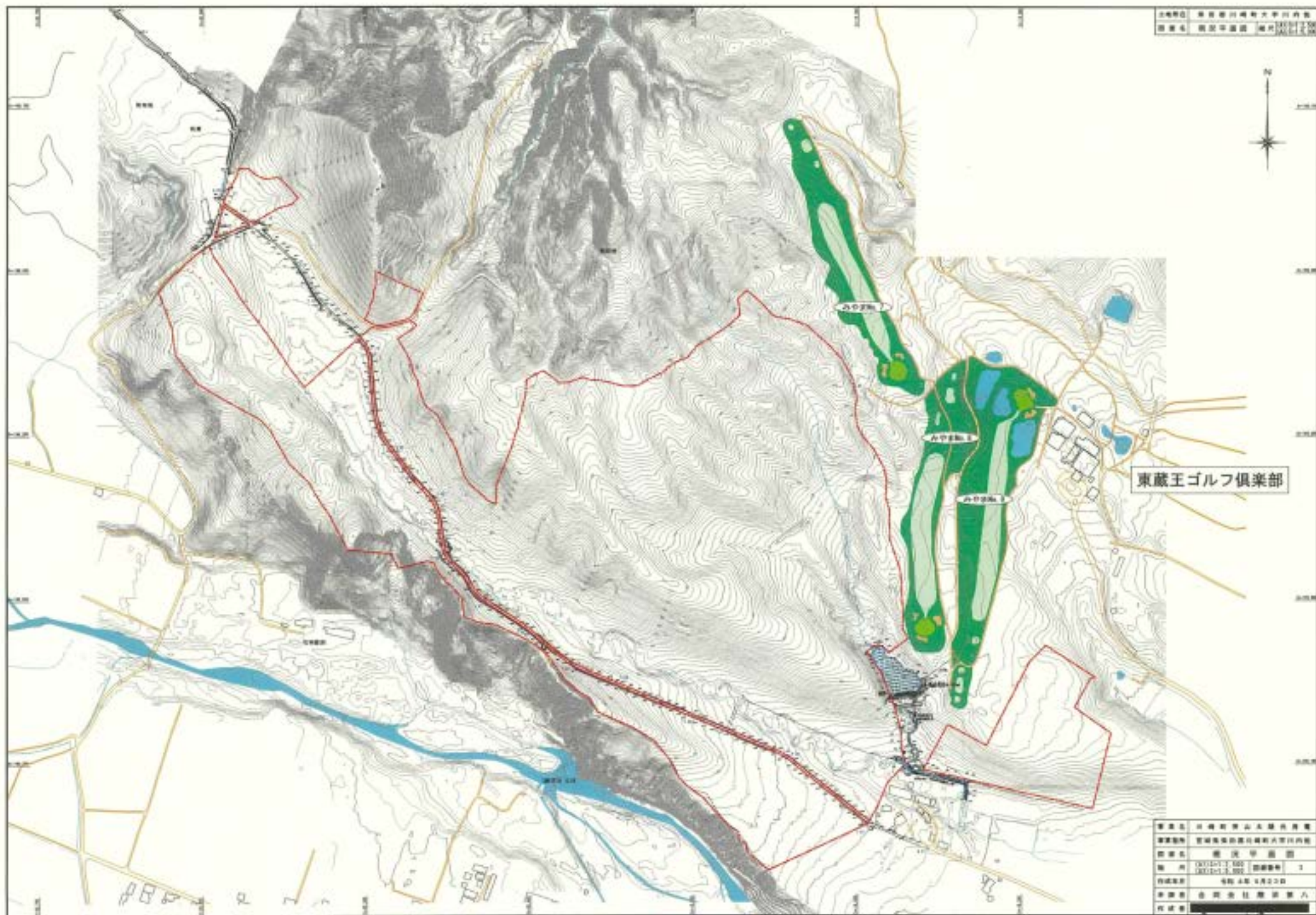


上掲地図	宮城県川崎町大字川内地区
図面名	計画地

事業名	川崎町山北地区開発
事業箇所	宮城県柴田郡川崎町大字川内地区
図面名	計画地
縮尺	1/25,000 (縮尺) 1
作成年月	昭和4年5月23日
申請者	宮城県川崎町
承認者	







土地権利 所有権  
 測量者 株式会社 国土院



東蔵王ゴルフ倶楽部

測量者 国土院  
 測量機 測量機  
 測量日 平成 年 月 日  
 作成者 株式会社  
 作成日 平成 年 月 日